

保存種別 第1種(10年保存)

各管区警察局保安(公安)部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察本部生活安全部長  
各 方 面 本 部 長

警察庁丁少発第169号  
平成12年11月17日  
警察庁生活安全局少年課長

「児童虐待の防止等に関する法律 逐条解説」の送付について

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)については、本年11月20日から施行されるが、厚生省から提供を受けた別添「児童虐待の防止等に関する法律 逐条解説」を送付するので、児童虐待への対応資料として活用するとともに、職員に対する指導、教養の参考にされたい。

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

(本条の趣旨)

- 本条は、この法律の目的を定めた規定である。現在我が国においては、児童相談所への虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているなど児童虐待に関する問題が深刻化しており、児童虐待の早期発見・早期対応及び児童虐待の被害を受けた児童の適切な保護を行うことは喫緊の課題となっている。
  
- 児童虐待は、家庭におけるしつけとは明確に異なり、親権や親の懲戒権によって正当化されるものではなく、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、早期に発見し対応することが喫緊の課題となっているところである。
  
- 児童虐待を未然に防止するためには、現代の我が国における家族のあり方、近隣社会の連帯、教育のあり方、子育て不安等々の根本的な問題の解決が求められるとともに、我が国が批准した児童の権利に関する条約の内容も尊重し、適切な措置が講ぜられる必要がある。この法律は、本問題の早期解決の緊急性にかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の早期発見・早期対応を図り、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とするものである。

### (児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (本条の趣旨)

- 本条は、児童虐待の定義を規定することにより、この法律の適用の対象となる児童虐待の範囲を明らかにするために設けられた規定である。本条においては、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）に対し、本条各号に掲げる行為をすることをいう。

### (保護者)

- 本法において「保護者」とは、児童福祉法と同様に親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現実に監督、保護している場合の者をいう。そのため、親権者や後見人であっても、児童の養育を他人に委ねている場合は保護者ではない。他方で、親権者や後見人でなくても、例えば、児童の母親と内縁関係にある者も、児童を現実に監督、保護している場合には保護者に該当する。

「現に監護する」とは、必ずしも、児童と同居して監督、保護しなくともよいが、少なくとも当該児童の所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると推定されるものでなければならない。また、児童が入所している児童福祉施設の施設長は、児童を現に監護している者であり、「保護者」に該当する。

なお、施設長や職員によるいわゆる体罰は、児童福祉施設最低基準により懲戒に係る権限の濫用として禁止されており、これに反する場合には最低基準違反として行政処分等の改善措置が図られるべきものである。また、この法律の策定過程にお

いては、施設内虐待の解決策としての第三者による外部監査制度の導入や、民法及び児童福祉法の懲戒に係る規定を見直すことも議論された。

(児童)

- 本法において「児童」とは、児童福祉法第4条と同様に満18歳に満たない者をいう。

(第1号)

- 第1号の「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」とは、いわゆる「身体的虐待」に該当するものであり、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為を指す。

(第2号)

- 第2号の「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。」とは、いわゆる「性的虐待」に該当するものであり、具体的には、
  - ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
  - ・性器や性交を見せる。
  - ・ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。といった行為を指す。

(第3号)

- 第3号の「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」とは、いわゆる「ネグレクト」を指し、具体的には、以下のような行為が挙げられる。

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。

例えば、①家に閉じこめる（当該児童が学校等に登校する意思を有するにもかかわらず、登校させない）、②重大な病気になっても病院に連れて行かない、③乳幼児を家に残したまま度々外出する、④乳幼児を車の中に放置する、⑤遺棄するなど。

- ・子どもに対して継続的に無視し続けるなど子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・食事、衣服、住居などの極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢な

ど。

例えば、①適切な食事を与えない、②下着など長期間ひどく不潔なままにする、③極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。

- ・親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。

- また、保護者の監護下にある児童が保護者以外の者により虐待を受けている場合において、当該児童に対して必要な保護を与えない場合、当該保護者はこの「保護者としての監護を著しく怠ること」に該当することにも留意する必要がある。

#### (第4号)

- 第4号の「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」とは、いわゆる「心理的虐待」に該当するものであり、具体的な行為としては、

- ・ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。

を指す。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

- 本条は、保護者による児童虐待の場合にとどまらず、そもそも本来保護すべき児童に対して何人も「虐待」行為をすることは許されないという根底を流れる考え方を規定したものである。
- 本条でいう「虐待」とは、第2条で定義されている保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を含むものであり、児童福祉法第34条や児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に掲げる禁止行為や、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪など刑法上の罪等はもちろん含まれるものである。
- なお、本条の義務の違反については、本法では特に罰則は設けられていないが、刑法上の罪等を犯すこととなれば、当然のこととして、当該刑法上の罰則等の対象となる。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童に対し専門的知識に基づく適切な保護を行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。

4 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家族の関係及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(本条の趣旨)

○ 本条は、児童虐待の予防、早期発見、早期対応等を促進する上で、国及び地方公共団体、更には国民一般の責務を定めた規定である。

(第1項)

○ 第1項は、国及び地方公共団体の責務として、児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待防止等のために必要な体制の整備に努めなければならないことを規定したものである。

○ 児童虐待に対して適切な対応を行うためには、福祉、教育、警察、司法、青少年健全育成関係機関等が適切な連絡を行うなど連携を密にして対応することが重要である。また、虐待に関する電話相談や関係機関の紹介などの分野において公的機関の他に民間団体が活動しており、国及び地方公共団体は、こうした関係機関や民間団体との連携強化とともに、それぞれの機関において、児童虐待問題に適切に対処できるような体制の整備に努めなければならないものである。

○ 地方レベルでの関係機関の例をあげると、児童虐待への対応の中核的機関である児童相談所を核として、福祉事務所、保健所、市町村保健センター、主任児童委員を始めとする児童委員、児童福祉施設、里親、保護受託者、市町村、家庭裁判所、学校（幼稚園を含む）、教育委員会、警察、医療機関、人権擁護機関、精神保健福祉センター、教育相談センター、社会教育施設などがあげられる。

(第2項)

- 第2項は、児童相談所や児童福祉施設等において、児童虐待を受けた児童の保護に当たる職員の人材の確保及び資質の向上のための措置を講ずることを国及び地方公共団体に対して義務づけたものである。
- 第2項中「児童相談所等関係機関」とは、第1項に掲げられる関係機関のうち、特に実際の児童の保護に当たる機関を指す。具体的には、児童相談所（一時保護所）に加えて、福祉事務所、児童養護施設等の児童福祉施設、保健所、警察等が含まれる。
- 職員の人材の確保及び資質の向上を図るための研修等必要な措置に該当するものとしては、児童福祉司、児童養護施設等の職員の適切な採用や研修の実施などがこれに当たるものである。
- なお、この規定に関連して、児童相談所長及び児童福祉司の資質の向上を図る観点から、これらの職員の任用資格に係る規定が改正されていることに留意が必要である。（法附則第3条による児童福祉法第11条及び第16条の改正）

(第3項)

- 本項は、児童虐待の防止に向けての広報・啓発に係る国及び地方公共団体の責務規定である。これまでも国及び地方公共団体においてそれぞれ児童福祉法第25条の通告義務に関する周知、啓発等について取組みが行われているが、本項においては、児童虐待の防止に資する観点から、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に国及び地方公共団体が努めなければならないことを規定している。
- なお、広報、啓発の実施に当たっては、本法に第3条や第14条など国民一般に係る責務規定等があるので、これらの規定の趣旨に留意し、その周知に努めることも必要である。

(第4項)

- 第4項は、他の3項と異なり、国民一般の責務を規定したものである。本項は、国や地方公共団体が児童虐待防止に向けての取組を促進することとあわせ、児童虐待の防止を含め児童の健全な成長を図っていくためにはその基本的な養育単位と



しての家族が良好な関係を保って存在することが重要であるとともに、地域において互いに助け合いながら子どもたちの健やかな成長を見守るための近隣社会の連帯が求められていることを改めて国民一人一人が再認識することを目的として設けられたものである。

(児童虐待の早期発見)

第五条 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(本条の趣旨)

- 児童福祉法第25条においては、「保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を発見した者」は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないと規定され(要保護児童の通告義務)、これには児童虐待を発見した場合も含まれる。本法第6条は、児童福祉法第25条の通告義務には児童虐待を受けた児童を発見した者の通告義務が含まれていることを法律上明らかにしたものである。本条に規定する学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者も、当然、この児童虐待を受けた者を発見した者としての通告義務を負うものであるが、さらに、これらの者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないものとした規定である。

(児童の福祉に職務上関係のある者)

- ここでいう「児童の福祉に職務上関係のある者」とは、法律上に直接規定されている学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士のほか、児童委員、警察職員、人権擁護委員、精神保健福祉相談員、母子相談員、婦人相談員、家庭裁判所調査官などであって職務上児童の福祉に関係のある者がこれに該当する。
- 児童虐待の早期発見努力義務を負うものは、職務上、児童の日常生活を把握しやすい立場にあることにより、児童虐待を発見しやすい立場にある者である。このため、「学校の教職員」については、教員に限らず、職員一般も含まれるものであり、「児童福祉施設の職員」も直接児童の処遇に当たる保育士や児童指導員のみならず、事務に携わる職員も含まれるものである。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定により通告しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第二十五条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

- 第1項は、児童福祉法第25条の規定に基づく国民一般の要保護児童（「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童」）の通告義務が児童虐待のケースにも当然に適用されることを明確化し、虐待を受けている児童を発見した者は、福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない旨」を規定したものである。

なお、過ってなされた通告で、刑事上、民事上の責任を問われるということは想定しがたいものである。また、次条においては、通告者に対する配慮の規定が設けられている。

- 第2項は、職務上知り得た事項に関する守秘義務の規定と児童福祉法第25条の規定による通告義務との関係を明らかにしたものである。

刑法の秘密漏示罪や国家公務員法及び地方公務員法による秘密漏示罪の規定においては、「正当な理由がないのに」職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているところである。一方、児童福祉法第25条に基づき、児童虐待を受けた児童を保護し、その再発防止に資するという目的のために通告を行うことは、この「正当な理由」に該当すると解されるため、守秘義務違反に当たらないとこれまで通知により解釈が示されていた。しかし、現実には守秘義務違反に当たるとのではないかと通告者が躊躇することがあり得るとの観点から、本項では、守秘義務違反には当たらないことを法律上明記し、児童虐待の通告を促進しようとするものである。

第七条 児童相談所又は福祉事務所が児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第二十五条の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた児童相談所又は福祉事務所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

- 本条は、児童虐待を通告しようとする者が、虐待を行っている保護者等に対して通告をしたことが漏れることにより通告を躊躇するおそれがあることから、児童虐待に係る通告を促進するため、児童相談所又は福祉事務所が、児童福祉法第25条の規定に基づき、児童虐待を受けた児童に関する通告を受けた場合においては、その通告を受けた児童相談所又は福祉事務所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないこととするものである。
- ここでいう「職務上知り得た事項」とは、通告に伴って職員が職務上知りうる情報である。また、「当該通告をした者を特定させるもの」とは、通告をした者の氏名や住所のみならず、通告のあった時間や当該虐待を目撃した時間・場所など、児童虐待をしている保護者等がその情報を知った場合に通告した者を特定しうる情報も含むものである。
- 一方、児童虐待を受けた児童の保護のためには、通告を受けた児童相談所又は福祉事務所が、警察、学校及び保健所等の関係する他機関と情報を共有する等、密接な連携を行い、児童虐待の再発防止に努めることが重要である。本条は職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるようなものを漏らすことによって通告促進が妨げられることを防止するための規定であり、関係機関の連携を妨げるものではない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又は同法第二十五条の二第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

- 本条は、児童虐待が行われている児童の安全を確保する観点から、児童相談所による早期の安全確認の努力義務及び一時保護の実施を規定したものである。
- 本条の規定により、児童福祉法第25条による通告が児童相談所に対してなされたとき又は同法第25条の2第1号の規定に基づく福祉事務所からの送致を児童相談所が受けた場合、児童相談所長は、当該児童相談所の職員をして、速やかに児童の安全を確認するよう努めなければならない。本条中の「速やかに」とは、特定の期間を指すものではないが、児童の福祉の保護のため、迅速な対応が求められる。なお、この条項の立案に当たっては、埼玉県の子童相談所が通告を受けた時から48時間以内に安全確認を行うこととしていることを参考にしたものであるが、都道府県ごとに体制整備に格差があり、全国一律に期間を定めることとはしなかったものである。
- 児童の安全の確認に当たっては、児童相談所長は、当該児童相談所の職員をして、事実関係の調査に当たる必要があり、具体的には、
  - ・ 通告を行った者・児童の保護者・児童本人・近隣その他の関係者への聴き取り及び訪問
  - ・ 児童の通う学校、保育所及び幼稚園、児童の受診歴のある医療機関並びに警察等関係機関からの情報収集等の方法による安全確認が想定される。その際に、収集すべき事項は、
  - ・ 虐待の種類やレベル
  - ・ 虐待の事実と経過
  - ・ 虐待が疑われている保護者の年齢、性格、行動パターン等である。
- 後段部分は、児童福祉法第33条に基づく一時保護について規定したものである。前段の安全確認を行い、第2条に規定する児童虐待が行われているか若しくは行われているおそれがあるか等、状況を総合的に判断し、子どもの心身に直ちに重大な

危害が加わるおそれがあるものとして一時保護が必要と判断されたときは、児童相談所長は、躊躇なく一時保護を行うことが求められる。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十二条第一号の規定を適用する。

- 本条は、都道府県知事に対して、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる権限を規定したものである。
- 児童福祉法第29条においても、立入権限が規定されており、同条に基づき、児童福祉法第28条の規定による措置を採るため必要があると認めるときは、立入調査等を行える旨が規定されていたところであるが、本条の規定により、児童虐待が行われているおそれがあると都道府県知事が認めるときは、立入調査等を行える旨を明記し、立入調査等を実施できる場合を明確にしたものである。
- 「児童の福祉に関する事務に従事する職員」とは、児童相談所の所長、所員、児童福祉司、福祉事務所の社会福祉主事、都道府県において直接児童福祉に関する事務に従事する職員をいう。
- これらの職員が立入調査を行う場合の証票の作成、携帯、提示等については、児童福祉法第29条の場合と同様であるが、証票については、本条に基づく立入りである旨記載する必要がある。
- 第2項では、第1項に基づく立入り及び調査又は質問を児童福祉法第29条の規定による立入り及び調査又は質問とみなし、同法第62条第1号の規定を適用することにより、正当な理由なくしてこれを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁しなかったり、もしくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁させなかったり、若しくは虚偽の答弁をさせたりした者は、20万円以下の罰金に処せられる

こととなる。

○なお、本条は、保護者が立入調査等を拒否し、施錠してドアを開けない場合などにおいて、鍵やドアを壊して立ち入ることを直ちに可能とするものではないが、事態の緊急性によっては、こうした行為が正当防衛等として許容される場合もあり得る。



(警察官の援助)

第十条 第八条の規定による児童の安全の確認、同条の一時保護又は前条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができる。

- 本条は、児童相談所長が児童虐待を受けた児童の安全の確認、児童福祉法第33条第1項の規定による一時保護を行うに際し、また、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員が児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問を行うに際し、必要な場合に警察官の援助を求めることができることを規定したものである。

また、児童福祉法第29条による立入調査や同法第33条による一時保護に際しては、従来から、必要に応じ警察官による支援が行われていたところであるが、児童相談所長等と警察官との連携協力がより一層円滑かつ効果的に行われることを期待し、警察官の援助について規定されたものである。

- 本条中「これらの職務の執行（以下「職務執行」という。）に際し」とは、第8条の規定による児童の安全確認、同条の一時保護又は第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者（以下「児童相談所長等」という。）が、これらの職務を実施する場合をいう。なお、一時保護された児童について保護者がその引渡しを執ように求める場合や第12条の措置が取られた保護者が右措置にもかかわらず児童との面会等を執ように求める場合などについても、本法の趣旨、目的にかんがみ、これらの場合についても本条に準じた対応をすることが適当であろう。

- 「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に児童が虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官の援助を必要とする場合をいう。

必要性の有無については、最終的には児童相談所長等による職務執行が現に実施されるまで判断し得ない面もあるが、児童相談所長等による職務執行とこれに対する警察官の援助を効果的に実施し、児童の保護の万全を期する観点からは、緊急性のある場合などを除き、警察官と児童相談所長等との間で事前に協議を行うことが望ましい。

○ 「警察官」とは、警察法上の警察官をいい、警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で警察官が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置をいう。なお、本法に基づく安全確認、一時保護、立入調査等の職務執行そのものは、警察官の任務ではなく（ただし、第8条及び児童福祉法第33条第1項に基づき警察官が一時保護の委託を受けたときはこの限りではない。）、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであることは言うまでもない。

○ 援助を求められた警察官は、具体的には、

① 職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況により児童相談所長等と一緒に立ち入ること

② 保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や児童への加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること

③ 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講じること

などの措置を取ることも考えられる。なお、上記②の警察官職務執行法第6条第1項に基づく立入りについては、立入りの際に、必要があれば、社会通念上相当と認められる範囲内で、鍵を破壊する、妨害する者を排除するなどの実力を行使することもできる。また、上記③の現行犯逮捕において、必要があれば認められる住居等への立入り（刑事訴訟法第220条第1項第1号）についても同様である。これらの措置については、それぞれの法律に基づいて適切に権限を行使すべきことは言うまでもない。

具体的にいかなる援助を行うかは、児童の保護を最優先課題として、警察官と児童相談所長等との事前協議により、その適切な連携と役割分担が実現されるよう、個別の事案に即して判断されなければならない。

○ 警察官の援助を「求める」とは、児童相談所長等から警察官に援助を求めることであるが、行政組織を一体的に運営し、児童の保護の万全を期する観点から、緊急の場合を除き、事前に組織上の責任者から責任者に対して行うことを原則とする。児童相談所長から警察署長に対してということが典型例であろう。

○ なお、児童相談所長等からの援助の求めの有無にかかわらず、警察が児童の保護

等のため必要と認める場合は、所要の警察上の措置をとることがあり得ることは言うまでもない。

<参考>

○ 警察官職務執行法

<第5条> (犯罪の予防及び制止)

警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危害が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

<第6条> (立入)

- 1 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。  
(以下省略)

○ 刑事訴訟法

<第213条>

現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

<第220条>

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第199条(逮捕状による逮捕)の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第210条(緊急逮捕)の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

- 一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の搜索をすること。
- 二 逮捕の現場で差押、搜索又は検証をすること。

(以下省略)

(指導を受ける義務等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

2 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

- 本条は、児童虐待の解決に当たっては、単に親子を分離すれば済むということではなく、最終的には、親が虐待をすることがなくなり、家族が共に暮らせる状態となることが最良の解決策であるという考え方にに基づき、保護者に対するカウンセリング等の指導措置を受ける義務を規定するものである。
- 保護者に対する措置については、既に児童福祉法第27条第1項第2号に規定されており、都道府県知事は、児童虐待を行った保護者に対して、児童福祉司等による指導措置を行うことができるが、第1項は、当該措置を受けることが虐待を行った保護者の義務であることを明らかにすることにより、カウンセリング等が実際に行われるよう担保するものである。なお、本項は、当該保護者の児童が児童福祉施設に入所しているか否かを問わない。
- 第2項は、児童虐待を行った保護者がカウンセリングを受けないときに、都道府県知事は、当該保護者に対してカウンセリングを受けるよう勧告することができることを規定するものである。
- なお、本条に規定する義務に対する違反に対して、特段の罰則等の措置は設けられていないが、第13条により、児童福祉施設入所措置の解除に当たって、児童福祉法第27条第1項第2号に規定による指導を行うこととされた児童福祉司が意見を述べることとされており、本条に規定する指導を受ける義務の履行状況は、入所措置の解除の際に考慮されるべき事項となる。

(面会又は通信の制限)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十八条の規定により同法第二十七条第一項第三号の措置が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる。

- 本条は、児童福祉法第28条の規定による同法第27条第1項第3号の措置が採られた場合における当該児童虐待を行った保護者の親権の制約としての面会、通信の制限について規定されたものである。
- 児童福祉法第27条第1項第3号の措置を採るために、児童福祉法第28条第1項第1号又は第2号ただし書の家庭裁判所の承認の審判が行われた場合には、その効果として、親権者等は、その親権の一部を制限され、代わって、児童相談所長及び児童福祉施設の長が児童の監護に必要な措置を採ることができることとされている。
- 本条は、児童福祉法第28条に基づき、保護者の意に反する措置が採られた場合には、児童に対する保護者の監護権や居所指定権などの親権が制限されていることに鑑み、児童と保護者の面会や通信を制限できることを明示したものである。本条の規定に基づき、児童相談所長又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する施設の長は、保護者に対して、面会又は通信の制限を行うことができることとなる。
- 本条は、児童福祉法第33条による一時保護の場合における面会又は通信を制限する根拠にはならない。ただし、児童の適切な保護の観点から、保護者との面会、通信を制限することが適当と考えられる場合にはそのような指導が行われるべきものと考えられる。

(児童福祉司等の意見の聴取)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置が採られ、及び当該児童の保護者について同項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた同項第三号の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同項第二号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。

- 本条は、児童虐待の解決のためには、家族関係を回復することが最良の解決方法であるという考え方の下、施設入所措置を解除の可否を判断するに当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要があることから、実際に指導を行った児童福祉司等の意見を聴取することにより、保護者の状況が、家族関係を回復するために十分改善しているかどうかを勘案しようとするものである。
- 第11条においては、児童虐待を行った保護者が児童福祉法第27条第1項第2号に規定する指導を受ける義務を負い（第1項）、同号の指導を受けない場合においては、当該指導を受けるよう都道府県知事が勧告することができる（第2項）旨が規定されており、本条により第11条の義務の遵守の状況が当該措置の解除に当たって考慮されることとなり、実質的な効力を持つこととなる。
- 上記に述べたとおり、本条は家族関係を回復することができるかどうかということ判断するために設けられている規定なので、児童福祉司は以下の点を中心に確認した上、意見を述べることが求められる。
  - ア 児童について確認すべき事項
    - ・ 児童は家庭に復帰したいと望んでいるか
    - ・ 虐待を行っていた保護者に対する児童の思いはどのようなものか
    - ・ 親子関係改善のための指導や心理治療によって、児童自身の生活態度や性格行動及び保護者に対する態度や気持ちが、どのように変化したか  
等
  - イ 虐待を行っていた保護者について確認すべき事項
    - ・ 児童を家庭に引き取りたいと思っているか
    - ・ 虐待行為が児童に与えた心的外傷が理解できているか。また、児童に対する気持ちはどのようなものか
    - ・ 虐待の原因を理解できているか、また、虐待の原因を解消するように改善努

力がなされ、解消されたのかどうか

- ・ 親子関係改善のための指導や援助によって、保護者自身の生活態度や性格行動及び児童に対する態度や気持ちがどのように変化したか  
等

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

- 本条第1項は、児童虐待の定義が明確にされ(第2条)、親権の適切な行使として許される範囲が法律上児童虐待と明確に区別されたことから、児童の親権を行う者に対して、親権の行使が児童虐待とならないように適切な行使をするよう配慮すべき義務を課したものである。
- 「親権を行う者」とは、親権者、親権代行者(民法第833条及び第867条)及び児童福祉施設の長である。民法は、親権者は必要な範囲内で自らその子を懲戒することができるものとしている(第822条)。しかしながら、懲戒権は親が子のために行うべきものである以上、子を死に至らしめたり、子の身体に傷害を負わせ、心理的な虐待を加える等児童虐待に当たる行為が、懲戒権の行使として許容されないものであることは、明らかである。  
本項は、児童虐待の定義が明確化されたことに伴い、児童の親権を行う者が親権を行使するに際しては、児童虐待に当たることのないように適切に行使することを義務付け、児童虐待としつけの区別が求められることを明らかにしたものである。
- 本条第2項は、懲戒権の適切な行使の範囲を逸脱する児童虐待については、違法性が阻却されないことを確認したものである。
- なお、この法律の策定に当たっては、民法及び児童福祉法の懲戒に係る規定の削除・見直しも議論された。懲戒権の行使については、児童が人格形成の過程にあるという点を考慮し、親権を行う者が適切に当たることが要請される。



(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

○ 本条は、民法の親権の喪失の制度が、広く未成年者の福祉のために運用されるべきであることに加えて、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも適切に運用されるべきものであるという趣旨の規定である。

○ 民法の親権の喪失の制度(第4編第3章第3節)は、親権喪失の宣告、財産管理権喪失の宣告、失権宣告の取消し及び親権等の辞任と回復の制度からなる。これらは、いずれも一定の者の請求に基づき、家庭裁判所が審判を行ってその効果を生じさせるものであるが、特に親権喪失については、児童相談所長も請求権者とされている(児童福祉法第33条の6)。

本来、親権の喪失の制度は、児童虐待に対応するためにも適切に運用されるべきものであって、すなわち児童相談所長等が保護者による児童引渡しの要求を拒絶して、児童虐待を防止し、児童虐待を受けた児童を保護するためにも運用されるべきである。

しかしながら、従来児童相談所長が親子関係の断絶を躊躇し、当該制度が必ずしも適切に運用されていないとの指摘もあった。

○ 今回、本法が制定されることにより、親権の喪失の制度が、広く未成年者の福祉を図るという理念に基づいて運用されるべきであることに加えて、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも適切に運用されるべきものであることが明示されたものである。

(大都市等の特例)

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

- 本条は、本法に規定するもののうち、政令で定めるものについて、指定都市及び中核市において処理することとするものである。その場合、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市及び中核市に関する規定として指定都市及び中核市に適用があるものとされる。

## 附則関係

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条中児童福祉法第十一条第一項第五号の改正規定及び同法第十六条の二第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 本法は、公布の日（平成12年5月24日）から起算して、6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。
- ただし、本法附則の第3条中、児童福祉司及び児童相談所の任用資格の規定のうち、「前各号に準ずる者であつて、児童福祉司（所長）として必要な学識経験を有するもの」を「前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの」に改める改正規定は、地方公共団体の職員の任用計画、人事にも関わるものであるため、一定の準備期間が必要との観点から、公布の日（平成12年5月24日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

(検討)

第二条 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○今回の法律は児童虐待の防止に資する事項で、取り急ぎ対応しなければならないものとして関係者の合意が得られたものが整理されたものであることに鑑み、施行後3年を目途としての見直し規定が置かれたものである。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 社会福祉士

第十一条第一項第五号を次のように改める。

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの

第十六条の二第二項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 社会福祉士

第十六条の二第二項第四号を次のように改める。

四 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの

第三十三条に次の二項を加える。

前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

第四十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

第四十五条に次の一項を加える。

児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(児童福祉司及び児童相談所長の任用資格の改正規定)

○ 本条の改正規定により、児童福祉司及び児童相談所長の任用資格に、従来より通知等において「前各号に準ずる者であつて、児童福祉司(所長)として必要な学識経験を有するもの」と位置づけられていた社会福祉士が法律上加えられることとなる。

○ また、これまでの任用資格のうち、「前各号に準ずる者であつて、児童福祉司(所長)として必要な学識経験を有するもの」が「前各号に掲げる者と同等以上の能力

を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるもの」と改められることとなるが、これは、児童福祉司等に求められる専門性を厚生省令において具体的に規定することにより、法律の各号に列記された要件には該当しないが十分な専門性を持つ人材を登用するために置かれたものである。

#### (一時保護の期間)

- 本法においては、児童福祉法に基づく一時保護の期間を原則2月に限ることとしている。これは、いつまで一時保護の状態に置かれるかわからないという保護者の不安を緩和するとともに、児童とその保護者を引き離すという強制力を伴う措置を行う際に人権に配慮する必要があることから、一時保護に一定の具体的な期間を設けることにより、一時保護の円滑な実施を図ろうとするものである。
- なお、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、一時保護の期間を2月を超えて、引き続き延長することができる。「必要があると認めるとき」の例としては、家庭裁判所に対し審判を申し立てており、決定が直ちに得られそうにない場合などがあげられる。

#### (児童福祉施設最低基準に関する事項)

- 本法により、
  - ・ 児童福祉施設の最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものではないものであることとするるとともに、
  - ・ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めなければならないものとされたところである。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧法」という。）第十一条第一項第五号に該当することにより同項に規定する児童福祉司に任用されていた者は、前条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）第十一条第一項の規定にかかわらず、施行日以後も引き続き同項に規定する児童福祉司であることができる。

2 施行日の前日において旧法第十六条の二第二項第四号に該当することにより児童相談所の所長に任用されていた者は、新法第十六条の二第二項の規定にかかわらず、施行日以後も引き続き児童相談所の所長であることができる。

- 本条は、経過措置として、2年後の施行日において児童福祉司又は児童相談所長として従事している場合は引き続きその職に留まることができることとするものである。
- ただし、この施行日以降の異動によりその職を離れた場合は、新たに規定されている任用資格のいずれかに該当することとならない限り任用資格はないこととなり、児童福祉司や所長への再任はできない。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第五条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第五百九十五条の次に次の一条を加える。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第五百九十五条の二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条のうち児童福祉法第十一条第一項第五号の改正規定及び同法第十六条の二第二項第四号の改正規定中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

- 本条は、中央省庁の再編に伴い、本法中の児童福祉法の改正規定中の「厚生省令」を「厚生労働省令」に改めるために、中央省庁改革関係法施行法の一部改正を行うものである。